

故載之於天磐櫛樟船而順風放棄、

〔皇胤紹運錄<sub>中</sub>〕鳥羽院君仁親王<sub>出家號</sub>、

〔續世繼<sub>志賀</sub>のみそぎ〕三のみこ<sub>皇子</sub>鳥羽<sub>第三</sub>は若宮と申ておはしまし、

給て、おきふしも人のまゝにて、ものもおほせられでおはしまし、十六にて御ぐしおろさせ給て、うせさせ給にき、御みめもうつくしう、御ぐしもながくおはしましけり、昔朝綱宰相の日本紀の歌に、

たらちねはいかにあはれと思ふらんみとせになりぬあした、ずして、とよまれたるも、蛭子におはしましける、宮のごとくこそはきこえさせ給へ、むかしもかゝるたぐひおはせぬにはあらぬにや、

〔内科秘録<sub>十三</sub>〕小兒 五軟

五軟ハ頭軟、項軟、手軟、脚軟、口軟ナリ、香川太仲之ヲ約稱シテ體軟ト云フ、身體軟弱ニシテ之ヲ抱クニ、頭傾キ、或ハ垂レテ正シキコトヲ得ズ、骨ノ無キヤウニ見ユルユエ、俗ニホ子ナシト云フ、重キ者ハ臥シタルマ、ニテ、須臾モ坐スルコトヲ得ズ、木偶土塑ノ如ク、眼ハ開キテモ物ヲ視ルニ非ズ、聲ヲ立テ、モ喃喃トシテ言語ヲ分タズ、飲食モ外ヨリ養ハレ、兩便モ告ゲズシテ多クハ遺失シ、頭ノミ大ニシテ、身體ハ削瘦シ、手足拘急シテ、脚ハ左右互ニ又ヲ成シ、指ハ左ハ内へ、右ハ外へ反リ、或ハ指ヲ口ニ入テ舐リ、目中了了タラズ、心ハ癡騷ニシテ、親疎ヲ辨ゼズ、僅ニ其父母ヲ識ノミ、稍輕キ證ト雖ドモ、手指屈伸スルノミニテ、物ヲ持ツコト能ハズ、扶テ起シタルモ蹣跚トシテ行クコト能ハズ、坐セシムルモ膝ヲ屈スルコト能ハズ、口内含糊ニシテ言フ所ヲ分タズ、輕重共ニ多クハ十五歳ニ及バズシテ斃ル、間ニ三十歳ニ及ブ者アリト雖ドモ、亦夭折ヲ免レズ、此證必ズ微ニ上竄驚搐等ヲ發ス、又解顛ヨリ體軟ニ變ズル者アリ、固ヨリ癩ニ屬シ、先天ノ遺毒